

# 鹿児島純心女子学園公的研究費内部監査内規

(平成27年4月1日適用 理事長裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、鹿児島純心女子学園の公的研究費等の管理・監査に関する規程（以下「規程」という。）第22条に基づき、鹿児島純心女子学園（以下「学園」という。）における公的研究費の内部監査に関し必要な事項を定める。

(監査区分)

第2条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費補助金の定期監査（以下「科研費定期監査」という。）
- (2) 科学研究費補助金の臨時監査（以下「科研費臨時監査」という。）
- (3) 科学研究費補助金を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）
- (4) 公的研究費管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

(監査対象等)

第3条 前条各号に定める内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 科研費定期監査  
鹿児島純心女子大学及び鹿児島純心女子短期大学において科学研究費補助金の交付を受けている全ての研究者を対象に毎年行う。
- (2) 科研費臨時監査  
鹿児島純心女子大学及び鹿児島純心女子短期大学において、交付を受けている科学研究費補助金について、別に策定している「不正使用防止計画」で想定される不正発生リスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めて臨時にリスクアプローチ監査を行う。
- (3) 公的研究費監査  
科学研究費補助金を除く公的研究費を対象とする。
- (4) 機関監査  
公的研究費の管理体制全般を対象とする。

(監査方法及びモニタリング)

第4条 前条に定める監査の方法は次の各号のとおりとし、把握された不正発生要因等に応じて、監査者が事前に監査計画を立案して行う。

- (1) 科研費定期監査  
各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
- (2) 科研費臨時監査  
各申請書類、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
- (3) 公的研究費監査  
科研費定期監査および臨時監査に準じて行う。
- (4) 機関監査  
各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

- 2 監査手順は、別記様式「科学研究費補助金内部監査報告書」の監査チェック項目を元に随時見直しをしながらマニュアルを作成し、各監査対象に必要な項目の監査を行う。
- 3 監査者は、監事および公認会計士と連携し、その助言を活用することができる。
- 4 監査者は、監査結果を管理体制の最高管理責任者である学長に報告する。
- 5 監査報告の結果については、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。